

知的財産の価値評価

由 井 敏 範

はじめに

知的財産立国¹⁾がわが国の国家戦略とされ、企業価値の決定因（バリュー・ドライバー）が有形資産から知的財産などの無形資産へと転換してきたとの認識が広まるにつれ、知的財産の重要性が認められ、会計はじめ多くの分野で知的財産に関する研究が行われてきている。そうしたなかではほぼ共通の理解となっているのは、知的財産はそれを創造し、権利化し、保護するだけでなく、活用しなければならないということである。製品に応用したり、ライセンスしたりして活用することによって初めて、知的財産は価値を生み出すことになる。そして、知的財産の活用には知的財産の価値評価が前提となる。価値評価が行われなければ、知的財産を活用することができないのである。そのため、知的財産の価値評価にはとりわけ多くの努力が傾注され、様々な価値評価モデルが提示されてきた。なかでも、経済産業省企業法制研究会のブランド価値評価モデル〔2002〕²⁾は測定の信頼性を担保したモデルとして高く評価されている。また、昨年末には定性要因を加味したものではあるが、広瀬他による特許権価値評価モデル〔2005〕が公表されている。

本稿では、これらの価値評価モデルを参考にして、知的財産の価値評価の基本的な考え方や価値評価の方法等、知的財産を会計ディスクロージャー制度の俎上に載せるにあたって直面する諸問題について、主として自己創設の知的財産を念頭に置きつつ考察することにする。なお、知的財産の定義は論者によって違いが

ありうるが、以下では、知的財産を無形資産と同義のものとして使用することにする。

I 知的財産の価値評価と DCF 法

知的財産の価値評価については、従来、2つのアプローチが指摘されている。

1つは残差アプローチであり、いま1つは独立評価アプローチである。

残差アプローチは、何らかの方法で推定した企業全体の価値から純資産の簿価を控除し、残額を知的財産の価値とする考え方である。この方法は、企業全体の価値さえ決まれば計算が簡単で、誰が行っても同じ結果が得られるという意味で客観的だといえるが、知的財産の価値が合計額でしか把握できず、個別の知的財産価値が得られないため、知的財産の活用に役立たないこと、残額に不純物が混入する可能性があること、企業全体の価値として簡便的に株式時価総額が採られる場合にその企業価値としての妥当性に疑念が生じうること、市場の評価から会計数値を導出するという意味で因果の方向が逆転していることなどの難点がある。したがって、これは資産評価のアプローチとして好ましくない。

独立評価アプローチは、知的財産を構成するブランド、特許権などの個々の項目を独立に評価するものであり、一般にはこのアプローチが採られている。このアプローチには、コスト・アプローチ、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ³⁾がある。

コスト・アプローチは、当該知的財産の形成に要した支出額またはその取替原価でその価値を評価する考え方である。これは資産評価のアプローチとして一般的に受け容れられている。しかし、資産の本質は将来の経済的便益にある。資産がそのコストで評価される場合には、コストが将来の経済的便益と対応していることが前提である。ところが、知的財産の場合、多額のコストを費やしても知的

財産が形成されないか、形成されても僅かな将来キャッシュ・フローしか生み出さないケースもあれば、僅かなコストで多額の将来キャッシュ・フローを生み出すケースもあり、コストの多寡が将来の経済的便益の多寡に必ずしも対応しているとはいえない。したがって、知的財産の価値評価にはこのアプローチを採用するわけにはいかないであろう。

マーケット・アプローチは、実際に市場で取引された類似の資産の価格を基礎にして知的財産の価値を評価する考え方である。市場価格は当該資産の将来キャッシュ・フローの現在価値と考えられているため、こうした考え方は市場のない資産の公正価値評価の際に採用されており、資産評価の考え方としては認められている。しかし、知的財産には類似の資産が存在しない場合が多いことに加えて、知的財産は相対で取引されることがほとんどで、一般的な意味での市場が存在しないため、知的財産の価値評価のアプローチとしては妥当性を欠いている。

インカム・アプローチは、当該知的財産がもたらす将来の経済的便益のフローの資本化価値でその価値を評価する考え方である。将来の経済的便益のフローとしては利益またはキャッシュ・フローが利用される。これは将来の経済的便益のフローの見積もりやそれを資本化する場合の割引率の見積もりに恣意性が介入する点で客観的な値が得られないという難点を有するが、直接に将来の経済的便益を基礎にして価値評価を行うという意味で資産評価のアプローチとしての資格を満足している。知的財産の価値評価のアプローチとしては、3つのアプローチのうちで、このインカム・アプローチが最も適しているといえる。

そこで、インカム・アプローチを採る場合、将来の経済的便益のフローとして利益とキャッシュ・フローのどちらを採用するのが問題となる。

利益計算の方法には損益法と財産法があるが、損益法に即して考えた場合、掛取引や減価償却費、引当金など現金を伴わない収益・費用項目が存在するために、一般に、ある期間の利益とキャッシュ・フローは一致しない。また、財産法で考

えても、非現金資産や負債が存在するために、期間ごとの値でみれば両者は一致しないのが常態である。けれども、企業の活動期間全体あるいは投資プロジェクト全体でみれば、両者の値は必ず一致する。全体としての利益とキャッシュ・フローの値は等しくなるのであり、両者は期間配分を異にするにすぎない⁴⁾。ただし、割引計算を行うとすると流入のタイミングが重要であり、利益とキャッシュ・フローのいずれを採るかによって、当初測定時点においてさえ評価額は異なり得る。一般に、資産の価格は将来キャッシュ・フローの現在価値と理解されており、市場がなくしたがって市場価格が存在しない資産の公正価値はその資産がもたらす将来キャッシュ・フローの現在価値で求められるとされているところから、知的財産の場合にも、将来の経済的便益のフローとしてはキャッシュ・フローを採用するのが妥当であろう。

こうして、インカム・アプローチに基づき、将来の経済的便益のフローとしてキャッシュ・フローを利用する場合には、将来キャッシュ・フローに何らかの割引率を適用して現在価値を求めることになる。この方法はDCF法（discounted cash flow method）と呼ばれており、金融商品や不動産の価値評価にも一般的に用いられている方法である。

DCF法では、当該資産がもたらす将来キャッシュ・フローを見積もり、それを割引計算によって現在価値に換算することが必要となる。現在の価値を将来の価値に換算する複利計算とは逆に、割引計算は将来の価値を現在の価値に換算するのである。時点によって貨幣の時間価値は異なる。現在の10,000円と1年後の10,000円は同じではない。現在の10,000円を預金したとすると、年利子率を3%として、1年後には10,300円（ $=10,000 \times 1.03$ ）となる。現在の10,000円は1年後の10,300円の価値があるのである。逆に、1年後の10,000円は現在の価値でいえば約9,709円（ $=10,000 \div 1.03$ ）にすぎないことになる。したがって、時点の異なる将来キャッシュ・フローをそのまま合計しても意味のある計算は行われぬ。

そこで、貨幣の時間価値を考慮して将来キャッシュ・フローをそれぞれ現在価値に換算することにより、等質的計算を保証するのである。具体的な例でそのプロセスをみておこう。

価値評価の対象となる資産から生み出されると予測される将来キャッシュ・フローが1年後に1,000、2年後に1,500、3年後に1,200であり、貨幣の時間価値を反映した割引率が各年5%であったとすると、その資産の価値は、

$$1,000 \div 1.05 + 1,500 \div 1.05^2 + 1,200 \div 1.05^3 = 3,528$$

と計算されることになる。

こうして、DCF法を知的財産の価値評価に応用する場合には、評価対象となる知的資産が生み出す将来キャッシュ・フローとそれに適用する割引率を見積もらなければならない。将来キャッシュ・フローは経済的便益そのものであるから、基本的には将来キャッシュ・フローの見積もりが重要である。知的財産の価値評価の困難性はまさにこの将来キャッシュ・フローをいかに正確に見積もるかにある。

貸付金を評価する場合には、契約によって返済・利払いの時点と金額が決まっており、将来キャッシュ・フローの見積もりにそれほど困難はない。相手先の倒産等によって契約通りのキャッシュ・フローがもたらされないリスクを評価すればよい。ところが、知的財産の場合、その知的財産が将来どれだけのキャッシュ・フローを生み出すのかを予測する材料がきわめて乏しい。

知的財産が生み出すキャッシュ・フローは、その知的財産を応用した製品がどんな価格でどれだけ売れるかにかかっている。この「命がけの飛躍」と呼ばれるプロセスの予測が知的財産の場合とりわけ困難である。特許権を例にとると、どんなに優秀な特許権を所有していても、それを応用した製品が全く売れなければ、その特許権は1円のキャッシュ・フローも生み出さない。逆に、技術的にはそれほど高度でない特許権であっても、それを応用した製品がブームに乗って爆発的

ヒット商品になれば、莫大なキャッシュ・フローを生み出すことになる。

また、知的財産を応用した製品のもたらすキャッシュ・フローが予測できたとしても、さらにそのうちどれだけがその知的財産によってもたらされたのかを推定しなければ知的財産が生み出す将来キャッシュ・フローは確定しない。この知的財産の貢献度（起因率）の予測にも大きな困難が伴う。

こうした困難を克服し、いかに合理的な予測を行うかが、知的財産価値評価の最大の課題である。

II 知的財産価値評価と期待キャッシュ・フロー・アプローチ

DCF法による現在価値の計算法には、伝統的アプローチ（traditional approach）と期待キャッシュ・フロー・アプローチ（expected cash flow approach）の2つがある。

伝統的アプローチは、単一の最も確度の高い将来キャッシュ・フローを見積もり、それにリスクを加味した割引率を適用して現在価値を計算する方法である。現在価値計算には文字通り伝統的にこの方法が用いられてきた。

これに対して、期待キャッシュ・フロー・アプローチは、主観確率に基づく期待値計算によって可能性のあるすべてのキャッシュ・フローの期待を将来キャッシュ・フローの見積もりに反映させ、それをリスク・フリー・レートで割り引いて現在価値を計算する方法である。これはFASBの現在価値プロジェクトを通じて検討されてきたものである。

この2つのアプローチは、FASB財務会計概念書第7号（FASB〔2000〕）で対比され紹介されている。

FASB〔2000〕によれば、各種資産および負債の間の経済的相違を十分に表現するためには、現在価値の測定は次の5つの要素を含んでいなければならない

(par.23 and par.39)。

- (a) 将来キャッシュ・フローの見積値、またはより複雑なケースとしては時点を異にする一連の将来キャッシュ・フローの見積値
- (b) これらのキャッシュ・フローの金額または時期のあり得べきバリエーションに関する期待
- (c) リスク・フリー利子率で表される貨幣の時間価値
- (d) 当該資産または当該負債に固有の不確実性に対処するための対価
- (e) その他、流動性および市場の不完全性をはじめとする識別不可能なこともある要素

このうち、期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、(c) の貨幣の時間価値だけが割引率に含まれ、その他の要素はリスク調整された期待キャッシュ・フローを算定するための調整項目となる。したがって、期待キャッシュ・フロー・アプローチにおいては、(a) の将来キャッシュ・フローを (b) (d) (e) の要素で調整して期待キャッシュ・フローを求め、これを (c) の貨幣の時間価値で割り引いて現在価値を計算することになる。

一方、伝統的アプローチでは、(b)－(e) の要素に関する調整が割引率に組み入れられる。したがって、伝統的アプローチにおいては、(b)－(e) の要素を組み入れた割引率で、(a) の将来キャッシュ・フローを割り引くことによって、現在価値を計算するわけである。

こうして、(b) (d) (e) の要素を不確実性に基づくリスク要素とすれば、このリスク要素を将来キャッシュ・フローに反映させるのか、それとも割引率に反映させるのかが、両アプローチの基本的相違である。FASB の例でその違いをみておこう。発生する可能性のあるキャッシュ・フローが100、200、または300で、その発生確率がそれぞれ10%、60%、30%であったとすると、期待キャッシュ・フロー・アプローチでは

$$100 \times 0.1 + 200 \times 0.6 + 300 \times 0.3 = 220$$

が将来キャッシュ・フロー（期待キャッシュ・フロー）となり、これをリスク・フリー・レートで割り引くことになるが、伝統的アプローチでは、最も確率の高い200が将来キャッシュ・フローとなり、これをリスク要素を反映した割引率で割り引くことになる。

では、どちらの方法が望ましいのか。

両アプローチはいずれも将来の見積もりに基づいており、得られる測定値は主観的である。期待キャッシュ・フロー・アプローチでは確率に基づく期待値計算が行われるが、この場合の確率は主観確率であり、サイコロの1の目が出る確率が1/6であるというような客観確率ではない。確率そのものが主観的な値なのである。したがって、この点で優劣は認められない。FASB〔2000〕では、「期待キャッシュ・フロー・アプローチは多くの状況において伝統的アプローチより有効である」（par.45）とされている。その主な理由は、第1に、伝統的アプローチはキャッシュ・フローの時期の不確実性を反映できないのに対して、期待キャッシュ・フロー・アプローチはキャッシュ・フローの時期が不確実な場合にも適用可能であり、第2に、期待キャッシュ・フロー・アプローチは確率の使用によって計算上の透明性を提供できるからである。第1の理由は明らかに誤解であり、拙稿〔2000b〕で示したように⁵⁾、伝統的アプローチもキャッシュ・フローの時期が不確実な場合に適用可能である。第2の理由については、主観確率を使用することによって結果的に得られる値が客観的になるわけでも正確になるわけでもないが、割引率のリスク要素を示すよりも期待キャッシュ・フローの計算プロセスを示す方がリスクの内容を把握しやすいとはいえるかもしれない。

このように、両アプローチには明確な優劣はない。したがって、どちらを採用かは実際の測定の局面で決めることになる。そこで、知的財産の価値評価を行う場合、どちらのアプローチが適しているのかを考えてみよう。

知的財産が生み出す将来キャッシュ・フローの見積もりに伴う困難性については既にみたが、上記以外にも、同業他社の新製品導入によって自社製品のシェアが低下する可能性の見積もりや、特許権が途中で無効になり製品販売を中止せざるを得なくなる可能性の見積もりが必要であるなど、多くの困難な事情がある。その意味で、知的財産が生み出す将来キャッシュ・フローを単一の金額で見積もることは極めて困難であり、複数のシナリオを想定して複数の金額として見積もらざるを得ないように思われる。したがって、知的財産の価値評価の場合には期待キャッシュ・フロー・アプローチが適しているといつてよい。また、割引率として用いられるリスク・フリー・レートを長期国債の利率等で代替することにより、割引率に関して客観性が得られることも期待キャッシュ・フロー・アプローチの採用の理由として挙げることができよう。

下図は、期待キャッシュ・フロー・アプローチを採る場合の複数のシナリオに基づく予測の例である。

図1 期待キャッシュ・フロー・アプローチによる将来キャッシュ・フローの見積もり

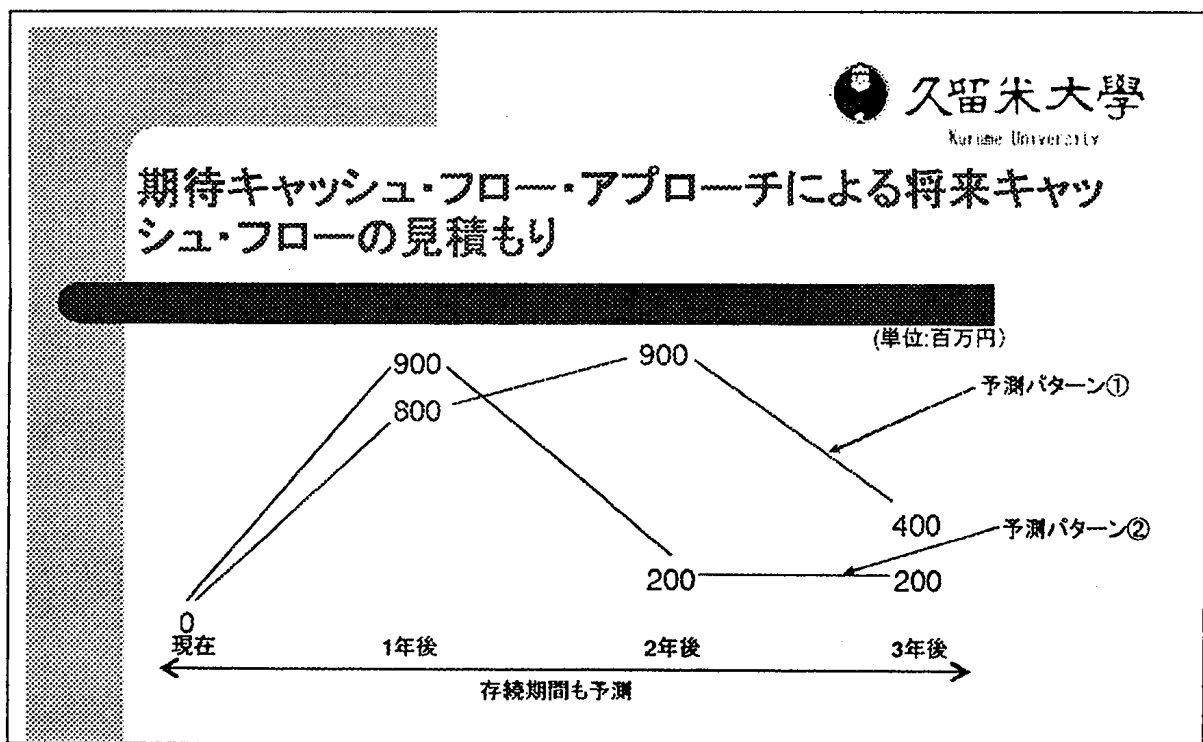


図1では、2つのシナリオに基づいて予測パターン①と予測パターン②という2つの将来キャッシュ・フローを見積もっている。簡単化のために予測パターンを2つとしているが、もちろんいくつあってもかまわない。期待キャッシュ・フロー・アプローチによる場合、こうして複数の予測を行ったうえで、各予測が実際に実現するであろう可能性を確率で把握することになる。いま予測パターン①と予測パターン②がそれぞれ50%の確率で実現すると予測したとすると、1年後の将来キャッシュ・フローの期待値（期待キャッシュ・フロー）は、

$$800 \times 0.5 + 900 \times 0.5 = 850 \text{ (百万円)}$$

となる。同様に、2年後、3年後の期待キャッシュ・フローはそれぞれ550百万円、300百万円となる。したがって、これらの期待キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いて合計すれば、期待キャッシュ・フロー・アプローチによる価値評価額が得られることになる。

知的財産の価値評価モデルの多くは、こうした期待キャッシュ・フロー・アプローチの考え方をベースにしたうえで、様々な仮定や予測をそこに織り込んで知的財産の価値評価を行っている。それらの仮定や予測にどれだけ合理性・妥当性を付与できるかが、価値評価モデルの成否に繋がってくる。

IV 会計ディスクロージャー制度と知的財産価値評価

広瀬〔2005b〕によれば、評価には定性的な意味での評価と定量的な意味での評価がある。定性的な意味での評価は、日常生活で頻繁にみられる各種ランキングのように「どのような年齢層の、またどのような所得層の誰に、どのような規模でリサーチするのかによって、その評価は著しく異なる」ばかりでなく、「その評価基準も情報の受け手にはわからず、いわばブラックボックスになっており、主観的であることが多い」(p.23)という。一方、定量的な意味での評価は「貨

幣額による絶対値による表現であるために、誰が計算しても同一の評価額を得ることができる。その意味で、客観的であるといつてよい」(p.23)とされている。そして、どちらの評価が良いのかは評価モデルの用途・目的に依存するという。すなわち、ビジネス目的であれば定性要因が入っていることは必ずしも評価モデルの適否に結びつかないが、財務諸表本体に載せる場合には、厳密に定量的な意味での評価が求められることになる。ここでは、価値評価モデルによって算定された知的財産価値評価額を会計ディスクロージャー制度の組上に載せること、具体的には貸借対照表上の資産として開示することを念頭に置き、定量的な意味での評価を前提に考えてみたい。

(1) 知的財産の認識

知的財産を貸借対照表上の資産として開示するためには、知的財産がそのための要件を満たしていなければならない。FASBは、「認識とは、ある項目を資産、負債、収益、費用またはこれらに類するものとして、企業の財務諸表に正式に記録するかまたは記載するプロセスである」([1984]、par.6)として、基本的認識規準を定めている。ある項目を財務諸表に載せる、すなわち認識するための要件は、2004年7月に企業会計基準委員会基本概念ワーキング・グループにより公表された討議資料『財務会計の概念フレームワーク』[2004]においても明示されているが、討議資料という性格を考慮し、また両者に実質的な相違は認められないため、ここでは知的財産がFASBの認識規準を満足するか否かを検討することにする。

FASB [1984] では、基本的認識規準として次の4つが示されている (par.63)。

- ①定義—当該項目が財務諸表の構成要素の定義を満足すること。
- ②測定可能性—当該項目が十分な信頼性をもって測定でき、かつ目的に適合す

る属性を有すること。

③目的適合性—当該項目に関する情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうること。

④信頼性—当該情報が表現上忠実であり、検証可能かつ中立であること。

まず、①の定義について検討しよう。FASBは資産を次のように定義している（FASB〔1985〕par.25）。

資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である。

この定義に含まれている3つの本質的特徴をそれぞれみると、知的財産は将来キャッシュ・フローを生み出すものであるから、明らかに「将来の経済的便益」である。また、「ある特定の実体により取得または支配されている」という要件も、当該実体が知的財産を所有している場合には満足される。そして、知的財産は過去の取引等によって形成・取得されるものであるから、「過去の取引または事象の結果」だといってよい。したがって、知的財産は資産の定義を満足しており、資産性が認められる。

②の測定可能性については、先の期待キャッシュ・フロー・アプローチをベースに信頼性の高い測定値を得ることができれば、公正価値という測定属性を有することになり、この規準も満足することになる。したがって、この規準が満たされるか否かは、価値評価モデルによって信頼性の高い測定が可能となるか否かにかかっているといえよう。

③の目的適合性は、意思決定者の予測能力を改善する（予測価値）とともに、事前の期待値の確認または訂正に影響を及ぼす（フィードバック価値）ことを通

じて、意思決定に影響を及ぼす能力である。測定信頼性を前提に考えれば、新たに知的財産が資産計上された場合、それによって企業価値と純資産簿価とのギャップが埋められ、情報利用者の予測能力は改善され、期待値の確認・訂正に影響を与えるであろう。したがって、知的財産は目的適合性を満足すると思われる。

④の信頼性は、表現されるべき対象と会計上の項目が対応しており（表現の忠実性）、複数の測定者が同一の測定値を得る可能性が高く（検証可能性）、したがって偏向がない（中立性）ことによってもたらされる情報特性であり、測定信頼性を含むものと考えられる。したがって、知的財産について信頼性の高い価値評価モデルが構築できれば、この規準を満たすことが可能である。広瀬〔2002〕では、一般に公認会計士または監査法人によって実施される財務諸表監査による監査証明によって信頼性が担保されるとされている（p.61）。

こうして、知的財産について信頼性の高い測定が可能であり、それが財務諸表監査の対象となることができれば、知的財産はこれら4つの認識規準を満足することになり、貸借対照表上に資産として計上することができる。

（2）知的財産のディスクロージャー

現行会計ディスクロージャー制度には、会社法ディスクロージャー制度と証券取引法ディスクロージャー制度がある。いずれも法律に基づく情報開示制度であり、そこで開示される情報には公認会計士または監査法人による財務諸表監査を実施することが求められる。そして、この財務諸表監査を実施するためには、情報に信頼性、客観性および検証可能性が必要になる。知的財産のもたらす将来キャッシュ・フローについて、公認会計士がその見積値を監査できないような主観的な見積もりが行われていては、検証可能性がないと判断され、会計ディスクロージャー制度の組上に価値評価額を載せることができなくなるのである。だからといって、あまりに信頼性、客観性、検証可能性を意識しすぎた見積もりを行おうとすると、

見積値が実態とかけ離れた値になってしまい、目的適合性が欠如して知的財産会計情報の価値が低下してしまう。知的財産価値評価モデルを構築するにあたっては、このようなトレードオフ関係のどこにバランスを求めるのかが、極めて重要な問題となってくる。経済産業省のブランド価値評価モデルでは、公表された財務諸表の値を用いてモデルを構築することにより信頼性を担保している。このようにモデルが構築できれば前項の認識規準は満足されるが、残念ながらこれを知的財産一般に適用することはできそうもない。

監査は、実査、観察、立会、確認等の手続きを経て情報を検証し、その情報の信頼性の程度を保証する業務である。このように、「ある情報を検証してそれに信頼性を付与する業務」(長吉〔2004〕、p.16)は、保証業務と呼ばれている。保証業務は監査より広い概念であり、中心となる監査の他に、レビュー、合意された手続き⁶⁾、その他の保証業務が含まれる。保証業務は、保証リスクの程度によって、合理的保証業務と限定的保証業務に分類される。合理的保証業務は、保証業務リスクを合理的に低い水準に抑え、積極的意見表明を行うものである。したがって、高い水準の保証が付与される。一方、限定的保証業務では、保証リスクは合理的保証業務よりも高く、消極的意見表明を行うものである。そのため、保証水準は合理的保証業務よりは低くなる⁷⁾。

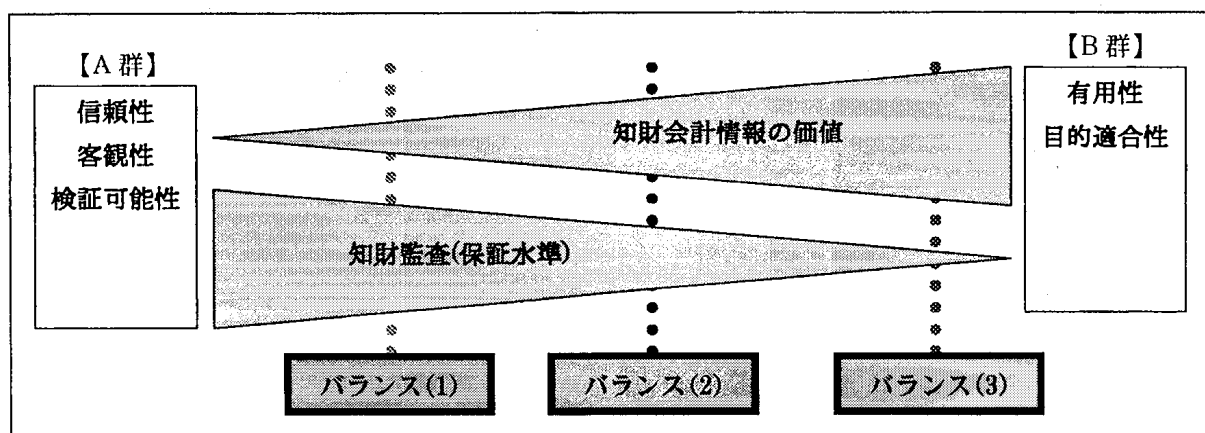
財務諸表監査は合理的保証業務であり、実査、立会、確認等の強力な監査証拠により GAAP（一般に認められている会計原則）への準拠性について意見表明を行うものである。この監査対象とならなければ財務諸表上に計上することはできないため、監査対象となることが最も望ましいのであるが、知的財産はみえない資産（無形資産）であるから、一般的には実査、立会、確認等の監査手続きの実施は極めて困難である。もちろん、市場のない資産の公正価値測定について将来キャッシュ・フローの割引現在価値が認められている以上、知的財産を財務諸表に載せることが全く不可能であるわけではない。しかし、知的財産に関する会

計基準が存在しない現状では、その可能性は極めて僅かだといわねばならない。そこで、監査対象となることができない場合には、次善の策として限定的保証業務による保証を目指すことになる。例えば、レビュー業務がこれにあたる。

レビューは主として質問や分析的手続きによって情報の信頼性を保証する業務であり、「有用な情報を表示していないと認められる事項は発見されなかった」⁸⁾というような消極的意見表明を行うものである。わが国ではレビューは四半期財務情報について実施されており、当然保証水準は監査よりも低くなるが、低水準とはいえ保証が与えられることによって情報の信頼性、したがって情報価値は確実に高められる。

図2は、情報特性と知的財産会計情報・保証水準のトレードオフ関係を表したものである。

図2 情報特性と知的財産会計情報・保証水準の関係



図は、A群の情報特性を重視すれば保証水準は高くなるが情報価値は低くなり、逆にB群の情報特性を重視すれば情報価値は高くなるが保証水準は低くなることを示している。A群を重視したバランス(1)では、財務諸表監査による高水準の保証が与えられ、現行制度の下でも財務諸表本体での開示が可能である。A群とB群の両方を重視したバランス(2)では、レビューまたは合意された手続きによって中位の保証が与えられ、財務諸表以外の箇所あるいは法定外のチャネル

で情報が開示されることになる。B群を重視したバランス（3）では、低水準の保証しか与えられず、法定外のチャンネルで情報開示が行われることになる。バランス（1）（2）（3）は、いずれも程度の差はあれA群の情報特性とB群の情報特性の双方を有しており、情報特性からみて会計情報としての資格を満たしている。

そこで、知的財産についてこうしたトレードオフ関係が一般的に認められるとすれば、どのバランスに照準を合わせるべきかが問題である。財務諸表で開示されるという意味で望ましいのはバランス（1）であるが、あまりに信頼性・検証可能性を求めると計上される知的財産の金額が実態と乖離することになりかねない。目的適合性が低く、したがって知的財産会計情報の価値が極端に低くなると、知的財産会計情報を開示する意味が失われてしまう。情報の有用性・目的適合性を犠牲にしすぎると、知的財産の活用に使えなくなってしまうのである。したがって、知的財産の活用を念頭に置き、当面はバランス（2）に焦点をあて、法定外ではあるが開示指針が存在する知的財産報告書での開示に向けて価値評価モデルの構築を目指すとともに、そうしたモデルによる評価額をオンバランスできるように知的財産会計基準の設定に努力するのが現実的な方向といえるであろう。

おわりに

以上みてきたように、知的財産の価値評価では、インカム・アプローチに基づき、DCF法の応用形態である期待キャッシュ・フロー・アプローチを基礎とするのが適切である。その場合、期待キャッシュ・フローの導出にどれだけ合理性・妥当性を付与できるかが、価値評価モデルの成否を左右する。

また、測定の実証性を確保できれば、知的財産は認識基準を満足し、財務諸表に計上することができる。けれども、現行制度の下では、知的財産は一般的には監査対象となることは困難であり、知的財産項目ごとに実態を表しうる適切な価

価値評価モデルを構築したうえで、可能なディスクロージャー・チャンネルを検討することになる。

久留米大学プロジェクト「知的財産の会計ディスクロージャー制度に関する研究」では、期待キャッシュ・フロー・アプローチをベースに医薬特許権の価値評価モデルに取り組んでいる。そこでも、期待キャッシュ・フローを導出するために、特許権を応用した医薬品の販売単価とその推移、販売数量とその推移、特許権の起因率、競合企業の倒産のリスク、無効審判請求のリスク、薬害事象発生のリスクなどを予測することが必要となる。これらの予測にどれだけの合理性を付与できるかが目下の課題である⁹⁾。

注

- 1) 「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある『情報づくり』、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」(知的財産戦略会議〔2002〕)。
- 2) 石内〔2003〕は、経済産業省のブランド価値評価モデルを利用して実際の企業（ビール業3社）のブランド価値評価を行った唯一の事例である。
- 3) 広瀬〔2002〕では、インカム・アプローチに属するものとして、免除ロイヤルティ法、プレミアム価格法、プレミアム利益法が挙げられている。
- 4) 由井〔2000a〕 pp.276-280参照。
- 5) 由井〔2000b〕 pp.49-50参照。ただし、p.49に100ドルとあるのは1,000ドルの誤りである。
- 6) 合意された手続きは限定された項目について発見事項を報告するものであり、保証業務に含めるか否かは論者によって意見が分かれている。長吉〔2000〕 p.151参照。
- 7) 長吉・異島〔2005〕および広瀬〔2005a〕参照。
- 8) 長吉・異島〔2005〕 pp.188-189。
- 9) 詳細は金田〔2005〕参照。

参考文献

- FASB [1980] Financial Accounting Standards Board, *Qualitative Characteristics of Accounting Information, Statement of Financial Accounting Concepts No.2*, Financial Accounting Standards Board, 1980. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』2002年)
- FASB [1984] Financial Accounting Standards Board, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, Statement of Financial Accounting Concepts No.5*, Financial Accounting Standards Board, 1984. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』2002年)
- FASB [1985] Financial Accounting Standards Board, *Elements of Financial Statements, Statement of Financial Accounting Concepts No.6*, Financial Accounting Standards Board, 1985. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』2002年)
- FASB [2000] Financial Accounting Standards Board, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, Statement of Financial Accounting Concepts No.7*, Financial Accounting Standards Board, 2000. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』2002年)
- 石内孔治 [2003] 「知的財産の価値評価－経済産業省『ブランド価値評価モデル』に基づくビール業3社のブランド価値評価－」、『久留米大学商学研究』第9巻第2号、2003年9月。
- 伊藤邦雄 [2004] 「無形資産会計の論点」、『会計』第165巻第5号、2004年5月。
- 金田堅太郎 [2005] 「医薬品の特徴と医薬特許の価値評価に関する一考察（1）－医薬特許の会計学的価値評価のためのアプローチ－」、『久留米大学商学研究』第11巻第3号、2005年12月。
- 企業会計基準委員会基本概念ワーキング・グループ [2004] 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』、2004年7月。
- 経済産業省企業法制研究会 [2002] 「ブランド価値研究会報告書」、2002年6月24日。
- 桜井久勝 [2004] 「知的財産の価値評価と開示」、『会計』第165巻第2号、2004年2月。
- 知的財産戦略会議 [2002] 「知的財産戦略大綱」、2002年7月3日。
- 長吉眞一 [2000] 『財務諸表監査の構造分析』中央経済社、2000年。
- 長吉眞一 [2004] 『監査一般基準論』中央経済社、2004年。
- 長吉眞一・異島須賀子 [2005] 『監査入門ゼミナール』創成社、2005年。
- 広瀬義州 [2002] 「インタangible会計のフレームワーク」、『税経通信』2002年2月号。

知的財産の価値評価（由井）

広瀬義州〔2003〕「知的財産戦略における価値評価の重要性」、『税経通信』2003年6月号。

広瀬義州〔2004〕「知的財産のディスクロージャーとIR」、『早稲田商学』第400号、2004年9月。

広瀬義州〔2005a〕「知的財産会計情報と保証業務概念」、『税経通信』2005年10月号。

広瀬義州〔2005b〕「知的財産の価値評価の考え方」、『租税研究』2005年10月。

広瀬義州他〔2005〕『特許権価値評価モデル（PatVM）活用ハンドブック』東洋経済新報社、2005年。

藤田晶子〔2003〕「知的財産戦略とその評価」、『税経通信』、2003年7月号。

藤田晶子〔2004〕「無形資産会計の論点」、『税経通信』2004年11月号。

由井敏範〔2000a〕「21世紀の会計問題：キャッシュ・フローからの接近」、久留米大学商学部編『新しい社会をひらくビジネス研究の課題』白桃書房、2000年、所収。

由井敏範〔2000b〕「FASB 財務会計概念書第7号について」、『久留米大学商学研究』第6巻第1号、2000年12月。

〔付記〕

本稿は、平成17年度特許庁「大学における知的財産権研究プロジェクト」研究助成金交付による研究成果の一部である。